

生駒市規則第15号

生駒市水道事業管理者に対する事務委任に関する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業管理者に対する事務委任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により市長の権限に属する事務の一部を委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(水道事業管理者に対する委任事項)

第2条 市長は、その権限に属する公共下水道事業（都市下水路に関する事業を含む。）及び浄化槽に係る事務で次に掲げるものを水道事業管理者に委任する。

- (1) 職員の管理監督に関すること。
- (2) 予算の原案及び予算に関する説明書の作成並びに予算の執行に関すること。
- (3) 予算に定めのある国庫補助及び県補助並びに起債の申請に関する資料の作成に関すること。
- (4) 議会の議決を経るべき事件について、その議案の作成に関する資料の作成に関すること。
- (5) 文書の管理に関すること。
- (6) 工事等の設計、施行及び監督に関すること（工事等の検査を除く。）。
- (7) 予定価格2,000万円未満の工事の施行、修繕、物品の購入及び印刷製本等の起工に関すること。
- (8) 契約の締結に関すること（設計及び工事に係る入札を除く。）。

- (9) 1件300万円未満の財産（物品を除く。）の管理及び処分に関すること。
- (10) 1件2,000万円未満の備品の管理及び処分に関すること。
- (11) 下水道使用料（水道事業が供給する水道水以外の水のみを使用し、排除する使用者の使用料を除く。）の徴収に関すること。
- (12) 公共下水道事業に係る都市計画案及び事業計画案の作成に関すること。
- (13) 公共下水道及び都市下水路の維持管理に関すること（公共下水道及び都市下水路から排出される廃棄物の処理を含む。）。
- (14) 排水設備の設置に関すること。
- (15) 奈良県事務処理の特例に関する条例（平成12年奈良県条例第34号）の規定により本市が処理することとされた浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく浄化槽の設置、変更及び廃止の届出の受理等に関すること。
- (16) 合併処理浄化槽の普及促進に関すること。
- (17) 前各号に定めるもののほか、公共下水道事業及び浄化槽に係る事務の管理に関すること。

（協議）

第3条 水道事業管理者は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、市長と協議しなければならない。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。